

指定居宅介護支援事業
利用契約書
重要事項説明書

ケアプラン優樹

ケアプラン優樹

指定居宅介護支援事業 重要事項説明書

1 事業者

事業所の名称 ケアプラン優樹

事業所番号 (第3270401874号)

事業所の所在地 島根県松江市宍道町伊志見410番地

管理者 角 孝志

電話番号：(0852) 66-9333 FAX：(0852) 66-9335

2 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

要介護及び要支援状態にある本人及び家族の依頼により、株式会社ナノケアめろすが開設するケアプラン優樹の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、適切な介護支援サービスを提供することを目的とします。

(運営方針)

- ① 居宅サービス計画の作成にあたっては、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。
- ② 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めるものとします。

3 職員の職種、人数及び職務内容

居宅介護支援事業に従事する職員として、管理者1名と介護支援専門員常勤1名、非常勤1名をおきます。

4 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は、原則として、12月30日～1月2日を除く、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時30分までとします。ただし、緊急・その他やむを得ない場合等はこの限りではありません。また、営業時間

外であっても、電話等により、担当者に24時間常時連絡が可能な体制をとります。

5 居宅介護支援の提供方法、内容

① 居宅介護サービス計画（ケアプラン）作成

- ・課題分析の方法として居宅サービスガイドライン等を使用します。
- ・訪問看護、通所リハビリ等の医療サービスを計画する場合には、医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に、これを行うものとします。
- ・医療サービス以外のサービス提供を計画する場合には、係る主治の医師の医学的観点からの留意事項が示されている時は、これを尊重します。
- ・介護保険証に介護認定審査会の意見等の記載がある場合はその内容に沿ってサービスを計画します。
- ・居宅サービス計画の作成にあたり、居宅サービス事業者等について十分な説明に努めますが、ご利用者およびご家族から複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めること、また、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることも可能です。

② 他のサービス提供事業者の提供するサービスを利用するために必要な連絡調整

③ 市町村、保健医療福祉サービス機関との連絡調整

④ 居宅サービスご利用時の苦情受け付け

⑤ 介護保険、在宅介護、施設介護のご相談

⑥ 認定に係る申請の代行

6 通常の事業の実施区域

通常の事業の実施区域は、松江市、出雲市、雲南市です。

7 利用料金

① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、居宅介護サービス計画の作成、連絡調整、介護相談、要介護認定の申請代行は介護保険により費用の全額が給付されますので、自己負担はありません。

但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき介護支援費として下記の金額をお支払いいただき、当事業所発行のサービス提供証明書を各市町村の窓口に提出し、全額払い戻しを受けられます。

介護報酬	要介護1・2	10,860円／月
------	--------	-----------

	要介護3・4・5	14,110円／月
--	----------	-----------

初回加算：3,000円

その他、入院時および退院・退所時等の加算あり

8 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

9 事故発生時の対応

- ・事業所は、利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合、速やかに対応します。
- ・事故が発生し、利用者又はその家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は利用者に対して損害を賠償します。但し、居宅支援事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

10 秘密保持・個人情報の利用

- ① 事業所及びその従業員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 事業所は、その従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、利用者及び利用者の家族から予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者及び利用者の家族の個人情報を利用することはありません。
- ④ 介護支援専門員が必要な場合に利用者の同意を得ない限り、主治医・歯科医師の意見を求めることはありません。

11 苦情処理

居宅支援事業者は居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

ご利用時間 24時間 常時連絡可能

ご利用方法 電話 (0852) 66-9333

面接場所 ケアプラン優樹相談室

担当者 角 孝志

本事業所以外に、以下に苦情を申し立てることが出来ます。

・松江市（介護保険課）	電話	０８５２－５５－５６８９
・出雲市（介護保険担当課）	電話	０８５３－２１－６９７２
・雲南市（雲南広域連合）	電話	０８５４－４７－７３４２
・島根県国民健康保険連合会	電話	０８５２－２１－２８１１
・島根県運営適正化委員会	電話	０８５２－３２－５９１３

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 島根県松江市宍道町伊志見 410 番地

名 称 ケアプラン優樹

説明者 氏名 印

私は、事業者から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受け、サービスの提供に同意します。

利用者 住所 印
氏名

利用者の家族 住所 印
氏名